

教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションに関する一考察 —子どもの問題行動への対応に着目して—

鎌倉 利光（文学部・准教授）

1. はじめに

子どもの問題が多様化するなかで、学校教育において子どもの問題行動への対応のあり方について検討することは重要な課題である。実際、子どもの問題行動への対応に関わる教師と専門家との協議検討が必要な場合がある。現在、全国の公立中学校にスクールカウンセラーが配置されており、学校内において教師と共にスクールカウンセラーは、子どもの悩みや問題に対する対応、保護者との面談やコンサルテーションといった活動を行っている。ただし、学校内だけでは対応できないと思われる子どもの問題があった際に学校外の心理カウンセラーを派遣する場合がある。そこでは、教師と学校外の心理カウンセラーがコンサルテーションを通じて、子どもの問題に対して対応することが求められる。

一方、筆者は臨床心理士として、現在、豊橋市教育委員会の管轄のもとで、子どもと保護者のための教育相談活動をしているが、その活動のなかで学校外の心理カウンセラーとして、教師とのコンサルテーションを当該の学校において実施している。そこで、筆者が行っている実際のコンサルテーション活動内容を踏まえ、本稿では、子どもの問題について検討するために重要な教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションのあり方に関して考察していきたい。

2. 教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションの特徴

コンサルテーションとは、コンサルティとコンサルタントの両者で行われる。当該のクライアントに対して直接関与している人のことをコンサルティと呼び、コンサルティを支援する人のことをコンサルタントと呼ぶ。学校におけるコンサルテーション活動では、子どもに直接関与しているコンサルティを保護者や教師、コンサルタントをカウンセラーとして想定される⁽¹⁾。このような学校のコンサルテーションに関する先行研究では、教師とスクールカウンセラーとのコンサルテーションの有用性について検討した研究や⁽²⁾、コミュニケーションが苦手であり、不登校傾向のある子どもを持つ小学校教師に対するスクールカウンセラーによる行動コンサルテーションの効果等に関して、いくつかの事例研究により検討されている⁽³⁾。また、コミュニティ心理学の観点によると、ケース中心のコンサルテーションとコンサルティ中心のコンサルテーションに分類されることが示唆されている⁽⁴⁾。ケース中心のコンサルテーションとは、子どもや保護者を理解するために教師が学校内のスクールカウンセラーに相談し、コンサルテーションを行うことである。一方、コンサルティ中心のコンサルテーションとは、教師として子どもとどのように関わっていくか、また学校の体制としてどのよ

うな役割を担っていくか、といった援助を中心としたコンサルテーションである。

その一方、学校外の心理カウンセラーが学校教師とのコンサルテーションを行う場合にもいくつかの方法が挙げられる⁽⁵⁾。その一つは、教育委員会等の派遣によるフォーマルなコンサルテーションであり、現在筆者が行っている形式である。もう一つは、自然発生的に生じるインフォーマルな形式である。例えば、心理カウンセラーが学校の教師から直接子どもの件に関する依頼を受け、この件について学校で協議を行う、といった場合が考えられる。

フォーマルあるいはインフォーマルな形式のコンサルテーションであれ、心理カウンセラーが学校に出向く利点とは、学校の様々な状況や教師間の会話等がコンサルテーションの参考になることである⁽⁵⁾。一方、学校外からの個別援助を依頼されたコンサルテーションの場合において重要なことは、その地域の文化や学校文化を把握すること、教師から提供される情報の質の吟味することや、もし当の教師の視点からみたバイアス（偏見）があった場合、そのバイアスを勘案しながら、全体状況を公平に見通す観点である⁽⁴⁾。このような指摘に対して、筆者は学校外の心理カウンセラーとして、教師と共に子どもの問題に関わるコンサルテーションを行っているが、そこでは、学校の特性や状況についての把握、そして校長を含めた様々な先生との会話等を指針としている。

3. コンサルタントとして学校外の心理カウンセラーに求められる条件

学校外の心理カウンセラーは、子どもの多様な問題に対応する教師に対して、どのような支援を行うことが求められるだろうか。このような問いを踏まえ、次に学校外の心理カウンセラーが求められる条件について述べておきたい。その条件の一つは、教師との会話等の内容を傾聴し、客観的に捉えることである。ただし、一教師からの視点ばかりに着目すると、前項で述べた教師からの一方的な情報のバイアスにより、客観的な判断ができない場合も考えられる。実際、学校外の心理カウンセラーの場合、教員との信頼関係を即座に形成し、子どもの状況の把握することが求められることがある。このことを踏まえ、当該の子どもの問題に関わる担当の教師だけでなく、校長を含めた多様な先生からの情報交換を通じて、心理カウンセラーがどのように対応することが望ましいのか、といった問いについて協議することが必要とされよう。

第二に、コンサルタントである心理カウンセラーは、コンサルティ自身が当面している問題を解決できるというイメージを持たれやすいことから、コンサルタントである心理カウンセラーに対して、幅広い分野についての回答が要求されやすいと示唆されている⁽⁵⁾。この点に関して、スクールカウンセラーは、臨床心理士として学校内外のコンサルテーションに関わっているが、そこではスクールカウンセラーが教育や心理学等の理論や諸知見について精通しているのか、といった条件が常に問われることになる。実際、筆者の経

験においては、教育や心理学の理論や諸知見にとどまらず、福祉や医療についての見識が必要とされることもある。このような点を踏まえると、特に教師とのコンサルテーションを行うための学校外の心理カウンセラーの資質として、教育や心理学の見識と同時に福祉や医療といった他の専門領域についての研鑽を積むことが求められているといえよう。

4. 教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションを行う際の留意点

実際、教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションを行う場合、子どもの様々な問題に対する対応について検討するが、その場合にどのようなことについて留意することが求められるだろうか。

学校外の心理カウンセラーは、前項で述べたように子どもの状況を客観的に把握することが必要とされると同時に、教師に対して子どもの問題行動に対する適切な示唆を与えることが求められる場合もある。この場合、子どもの問題行動に対する学校外のカウンセラー自身の経験（事例を含めた）だけでなく、心理学理論に関する知見についても精通していることが必要であると思われる。また、子どもの事例の内容如何によっては、学校外の心理カウンセラーは教育、医療、保健や福祉等の分野を含めた様々な学校外の機関と連携することを視野に入れつつ、教師とのコンサルテーションを行うことが求められよう。以上のことを踏まえ、教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションに関わるい

くつかの留意点について次に述べていきたい。

(1) 子どもの問題行動の原因について検討する際の留意点

子どもの問題が何か生じたとき、なぜこのような問題が起きたのだろうか、といった問いについて検討することは、一般的な教育的試みであるといえよう。このような試みを通じて、子どもの問題の背後には重要な原因を明らかにし、その問題を解決する可能性が広がるであろう、といった考え方が学校におけるコンサルテーションのなかで有用な方法となり得る場合もある。ただし、上記のような因果論的な考え方に対して留意すべき問題点がある。それは、子どもの問題の原因となる要因が実証的研究により明示されているか、という問題である。

そこで、子どもの問題行動に関する心理学研究の一例について取り上げ、上述の問題について考察してみたい。筆者は、中学・高校生が問題行動（自殺をしたい、家出をしたい等）についてどのくらい考えているのか、その考える頻度と中学・高校生自身の親からの愛情をどのくらい感じているのか、その頻度との相関関係について検討した質問紙調査を用いた研究⁽⁶⁾を行った。この研究結果では、問題行動について考える頻度が少ない中学・高校生ほど親からの愛情を感じている、あるいは親からの愛情を感じている中学・高校生ほど問題行動について考える頻度が少ない、といった相関関係が統計学的に有意であることが示された。

この結果は、中学・高校生が問題行動について考える頻度と親からの愛情を感じている度合との間に有意な相関関係があることを示唆しているが、因果関係を示唆するものではない。そうとは言え、親からの愛情を感じている中学・高校生ほど問題行動を考えにくいといった一方向の因果論的解釈を除外することはできないが、このことから、中学・高校生が親からの愛情を感じるようになれば、中学・高校生が問題行動を考えなくなるであろう、といった示唆を提供することは難しい。

以上のような要因間の因果関係について実証的に検討することは難しいが、時系列的な因果関係に限って検討する場合では、縦断的研究を用いることによって検討することができる。例えば、ある年齢の子どもを対象に親子関係について調査し、そして何年間か経過した後、再び同様の子どもを調査対象として問題行動の実態等について調査したとしよう。そこで、上記の方法により得られた縦断的データを用いて統計学的分析を行うことによって、子どもと親との関係性がその後の子どもの問題行動に対してどのように影響を与えているのか、といった時系列的な因果関係を検討することができる。ただし、子どもの問題行動の関連要因として、上記の親子関係以外の要因については統計学的に統制することが必要である。ここで挙げられる統制すべき要因としては、例えば、子どもの年齢、性別、学校の状況等、といった様々な要因が想定されるが、これらの要因について縦断的調査を実施する場合において留意することが求められるよう。

しかし、親子関係の要因がその後の子どもの問題行動に影響を与える、といった時系列的な因果関係が明らかにされたとしても、親子関係の要因とは全く無関係の要因が中学・高校生の問題行動に関連している可能性を無視することはできない。実際、子どもの問題行動に関連する要因として、親子関係以外の様々な要因が想定されることから、子どもの問題行動の原因を探すといった試み自体が教育におけるコンサルテーションにおいて有用であるとは言いきれない。つまり、子どもの問題行動が生じたとしても、当該の子どもと親との関係性だけをその原因と考え、そして、その親子関係を改善するように働きかける、という試みが決して妥当な対応であるとはいえない。以上の見解に関しては、コンサルテーション活動において学校外の心理カウンセラーが教師から子どもに関する所見等についての協議を行う場合、常に意識しておく必要があると考えられる。

(2) 子どもの問題行動の関連要因について検討する際の留意点

前項で述べたように、子どもの問題行動には様々な関連要因が想定される。例えば、生徒の問題行動と学級の雰囲気との関係性⁽⁷⁾や、友人関係の関連性⁽⁸⁾に関して検討されている。このような研究の知見を踏まえ、教師と学校外の心理カウンセラーがコンサルテーションを行う場合、学校外の心理カウンセラーがどのような点について留意する必要があるだろうか。この問いに関して次に考察していきたい。

例えば、ある子どもが学級の雰因気に馴染めずに学校内において問題行動を起こす、といった様相が頻繁にみられたとしよう。このような事例に対して、教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションでは子どもが学級の雰因気に馴染むことを目的とし、その子どもに適合する学級の状態へ変えようと試みるかもしれない。ただし、学級の雰因気に馴染めないという要因と問題行動を起こしやすい要因に対して共通の要因が関与している可能性は無視できない。

そこで、仮にその子どもは攻撃的傾向が強い性格である可能性が示されたとしよう。このことから、その攻撃的な性格が強くみられるために、学級の子どもと良好な関係性を形成することが難しくなり、結果的にその学級の雰因気に馴染めない、といった可能性が示唆される。また、攻撃的な性格が強いことが他の子どもに対する攻撃行動等を含めた問題行動を生じさせている可能性も考えられる。以上の可能性を踏まえると、その子どもの問題行動の関連要因として学級の雰因気に馴染めないことが重要な要因であるようにみえるが、実際は、その子どもの攻撃的な性格が子ども自身の学級の雰因気及び問題行動にそれぞれ関与していると考えerほうが妥当であるかもしれない。

このように、異なる二つの要因に対して共通の要因が関与している場合、この共通の要因のことを統計学的に共変数あるいは第三の変数と呼ぶ。この共変数の存在を無視した研究の結果は、コンサルテーションを含めた教育実践等に対して妥当な知見とはならないこ

とを踏まえる必要がある。上述の例の場合、子どもが学級の雰因気に馴染むことができるように、その子どもにとって適合しやすい学級の雰因気に変える、といった試みを教師が行ったとしても、その子どもの問題行動がみられなくなるか、といった問いについて判断することは難しい。一方、この試みとは異なり、例えば、子どもの攻撃的な性格に着目し、その攻撃的な性格を温厚な性格に変えるような教育的な関わりを実践することができれば、その子どもが学級の雰因気に馴染むことが可能となり、そして、問題行動もみられなくなるかもしれない。

以上のように、学校外の心理カウンセラーが教師とのコンサルテーション活動を行う場合において、子どもの問題行動に対して様々な関連要因を想定し、そして、その関連要因の背後に関わる共変数について配慮し、子どもの問題行動への対応について議論することが重要であると思われる。

(3) 学校外の諸機関との連携を行う際の留意点

学校外の心理カウンセラーが教師と共にコンサルテーション活動を行う場合において、事例によっては医療、保健、福祉等分野の機関と連携することが必要となる。例えば、子どものこころや行動の状態、あるいは心身の発達水準等に関して医師からの所見や診断がある場合、また児童相談所といった保健、福祉等分野の専門員からの支援を受けている場合において、医療、保健や福祉等に関わる相談所との連携のあり方が問われる。この観点

に関して、筆者は、学校外の心理カウンセラーとして教師とのコンサルテーションを行う場合において、以下のことについて留意している。

それは、子どもの問題に対して医師からの所見や診断がある場合、子どもと関わる教師が子どもの問題に対してどの程度関与できるか、コンサルテーションにおいて吟味することである。このことは、子どもの問題への対応に対して教師ができる範疇を模索することを意味してはいない。なぜなら、教師ができる範疇を模索することは、子どもへの対応に対する教師自身の効力感を失う可能性が考えられるからである。そこで、子どもの問題への対応に関わる教師の効力感を維持するために、コンサルテーションにおいては子どもの問題に関する医師からの所見や診断について学校外の心理カウンセラーが考慮し、このことを踏まえて、子どもへの教師の対応のあり方に関して学校外の心理カウンセラーと教師が共に協議することが重要であると考えられる。この際に、3節で述べたように学校外の心理カウンセラーは、教育や心理学の理論や知見だけでなく医療、保健や福祉についての見識も必要とされよう。

5. おわりに

本稿では、教師と学校外の心理カウンセラーが行うコンサルテーションのあり方について考察した。ここで本稿において論述してきた内容を振り返りつつ、今後の検討課題について以下に述べておきたい。

現在、公立中学校においてはスクールカウ

ンセラーが全校に配置されている一方で、公立小学校や高等学校においては、スクールカウンセラーが全校に配置にされていない。したがって、学校内にスクールカウンセラーが配置されていない小学校や高等学校では、子どもの問題への対応に関するコンサルテーション活動が難しい場合が考えられる。このような場合、本稿で述べた学校外の心理カウンセラーを学校に派遣することができれば、教師とのコンサルテーション活動を行うことができる。

筆者が依頼されている豊橋市においては、現在、学校外の心理カウンセラーと教師とのコンサルテーションが可能な状態であるが、このような取り組みを行っている地域は全国的に限られていると思われる。そうとは言え、子どもの問題に関する事例が複雑であるほど、学校内だけで教育的な対応を行うことが難しくなり、学校外の教育、医療や保健等の機関との連携を行うことや、心理学等の見識を有する専門家（学校外の心理カウンセラーを含めて）とのコンサルテーションを行うことが求められている。このことを踏まえ、今後の検討課題として、各地域において、子どもの問題行動への対応について検討するために学校外の諸機関との連携、そして学校内にカウンセラーが派遣されていない学校では、学校外の心理カウンセラーを含めた専門家と教師とのコンサルテーションができるシステムを形成することが重要であると考えられる。以上に述べた検討すべき課題が残されていることを踏まえ、本稿における一考察が教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサル

テーションのあり方に関する今後の有効的な知見となることを期待する。

引用文献

- (1) 鎌倉利光 (2013). 子育てと家族の問題とその支援 小・中学校の子どもをもつ保護者への対応 鎌倉利光・藤本昌樹 (編) 子どもの成長を支える発達教育相談 pp. 134-136. 北樹出版
- (2) 中田栄 (2006). 子どもの自己決定を尊重した効果的なコンサルテーションのための連携 愛知学院大学心身科学部紀要, 2, 61-68.
- (3) 小林朋子 (2005). スクールカウンセラーによる行動コンサルテーションが教師の援助行動および児童の行動に与える影響について - 周囲とのコミュニケーションが少ない不登校児童のケースから - 教育心理学研究, 53, 263-272.
- (4) 鵜飼啓子 (2004). 学校援助におけるコミュニティ援助の実際 大塚義孝・岡堂哲雄・東山紘久・下山晴彦 (監修) 臨床心理的コミュニティ援助論 pp. 57-99.
- (5) 光岡征夫 (1995). スクールカウンセラー 村山正治・山本和郎 (編) 学校教師とスクールカウンセラー その理論と展望 pp. 119-129.
- (6) 鎌倉利光 (2000). 中学・高校生の問題行動傾向の実態 - 親子関係における情緒的絆・支持との関連 - 学校メンタルヘルス, 3, 63-67.
- (7) 大久保智生・加藤弘通 (2006). 問題行動を起こす生徒の学級内での位置づけと学級の荒れおよび生徒文化との関連 パーソナリティ心理学, 14, 205-213.
- (8) 鈴木公基 (2008). 中学生における仲間関係と問題行動 逸脱仲間、学業志向的仲間への関与と問題行動との関連から 関東学院大学人間環境研究所所報, 7, 5-18.